



答申第 491 号  
平成 27 年 7 月 6 日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 7 月 6 日付け神行主課第 1601 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

個人市民税特別徴収システムの再構築について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 現行の個人市民税特別徴収システムのハードウェア及びソフトウェアが共に老朽化したため、システム内容を見直し、実施機関が独自に開発する「特別徴収支援システム」と、既製品のパッケージ製品「課税資料原票管理システム」とに再構築することは、必要不可欠と認められ、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行われなければならない。

個人市民税特別徴収システムの再構築について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【電子計算機処理される個人情報】

「個人市民税特別徴収事務の課税明細簿等システム化について」  
平成11年11月2日第9回神戸市個人情報保護審議会諮問

個人宛名番号  
氏名 (カナ)  
氏名 (漢字)  
通称名 (カナ)  
通称名 (漢字)  
生年月日  
性別  
住所・地番・方書 (カナ)  
住所・地番・方書 (漢字)  
賦課年度  
区コード  
整理番号  
特別徴収番号  
資料区分コード  
徴収方法コード  
給与実額コード  
生命保険コード  
控除対象配偶者コード  
老人控除対象配偶者コード  
扶養者数  
夫あり, 未成年コード  
本人障害者コード  
障害者数  
老年者, 寡婦, 寡夫, 勤労学生コード  
普通徴収該当コード  
非免除コード  
総合所得金額  
分離課税所得  
所得控除額

課税標準額

市民税額，県民税額

年税額，特別徴収年税額，普通徴収年税額

特別徴収月割税額，普通徴収期割税額

減免割合，該当月・期，開始月・期

扶養区分

障害区分

「市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書（退職手当等）のシステム化について」  
平成17年10月28日第25回神戸市個人情報保護審議会諮問

住所

氏名

退職手当等の支払金額

役職名（取締役等の役員の場合）

勤続期間

勤続年数

退職所得控除後の金額

市民税額，県民税額

市民税・県民税合計額

退職所得申告書の提出の有無

支払い済みの他の退職手当の金額

障害者となったことに直接起因し退職したかどうか

「個人市民税特別徴収システムの再構築について」  
平成27年7月6日第68回神戸市個人情報保護審議会諮問

税世帯番号

税額控除